

報道関係者 各位

## 大雪被害に係る緊急対策の実施について

今冬の大雪に伴い、果樹の枝折れやパイプハウスの倒壊などの被害が各地で発生しており、今後拡大も見込まれます。

こうした状況を踏まえ、果樹等の枝折れ等の被害拡大防止に向けた農作業道の除雪や融雪剤購入のほか、農業用施設等の復旧等を支援するため、以下のとおり緊急対策を実施することとしたのでお知らせします。

### 1 農林水産物や関連施設等に関するもの <農林水産物等災害対策事業>

#### (1) 農作業道の除雪に係る支援

概 要	管理組合等が管理する農作業道における除雪の作業委託、除雪機械の賃料及び燃料の購入等に要する経費を支援
実施主体	農業協同組合、土地改良区、その他農業者の組織する団体
補助率	県1/4(※)、市町村1/4以上 ※上限額24,000円/回、上限回数2回/地区

#### (2) 融雪剤の購入に係る支援

概 要	農地に散布する融雪剤(炭の粉、てんろ石灰等)の購入に対する支援
実施主体	農業協同組合、農業法人、農業者、農業者の組織する団体
補助率	県1/4(※)、市町村1/12以上 ※上限額370円~680円/10a

#### (3) 農作物や農業用ハウス等の被害に係る支援

概 要	倒壊したパイプハウスの復旧や枝折れした果樹の防除、補植用苗木の購入に対する支援 ①パイプハウス(付帯設備を含む)及び農機具の修理・再取得 ②果樹・花木の枝折れに対する薬剤の購入 ③補植用苗木の購入
実施主体	農業協同組合、農業法人、農業者、農業者の組織する団体
補助率	県1/3、市町村1/6(③のみ県1/2、市町村1/4)

## 2 被害を受けた生産者の資金繰りに関するもの 《大雪被害対策資金》

### (1) 種苗や薬剤、融雪剤などの購入費用に対する貸付

資金用途	種苗、肥料、薬剤購入費、融雪剤購入費、資材購入費（ビニールハウス等の簡易な施設の資材）等の運転資金
貸付利率	0.90%（県と市町村との利子補給により0.90%まで引下げ） ※さらに融資機関の利率引き下げによる無利子化又は低利子化の場合あり
償還期間	3～6年（据置期間なし）
融資枠	1億円

### (2) 施設等の原状復旧費用に対する貸付

資金用途	農業用施設等の原状復旧資金
貸付利率	0.90%（県と市町村との利子補給により0.90%まで引下げ） ※さらに融資機関の利率引き下げによる無利子化又は低利子化の場合あり
償還期間	10年以内（うち据置期間3年以内）
融資枠	1億円

【問合せ先】 農林水産部農政企画課  
課長補佐 太田 真哉（TEL:023-630-3659）  
【報道監】 農林水産部  
次 長 高橋 和博